**薬物依存症地域支援体制推進部会での協議・検討内容と取組み状況等（案）①**

○昨年度の部会の概要　　　◆今年度第1回目の部会での意見等　　　□現在の取組み状況　　　■次年度の取組み予定等

**➊相談支援について**

○相談窓口の周知が必要。

○関わっている機関同士が連携して、どんなつなぎ方や寄り添い方をすればつながる

のか考える必要がある。

○本人と受け入れる側のスタッフやメンバーとの個別の出会いを演出しないとつながら

ない。

◆違法なものであるがゆえに、なかなか継続的な相談につながりにくく、結果、再使

用にいたるので、コーディネートする役割が必要。

□様々な機関向けの研修等を通して、相談機関の周知を実施

　　（リーフレット・チラシ等を配布）。

□保護観察所のプログラムに精神保健福祉センター職員も参加。

□調査研究としてVoice Bridge Projectで支援を開始。

□近畿厚生局に「再乱用防止支援員」を配置。

□（府こころC）大阪刑務所の研究授業への参画（プログラムの見学）。

**❷相談支援担当者のスキルについて**

**❸若年から薬物を使用している依存症の人への支援について**

**❹子育て中の女性の薬物依存症の人への支援について**

○相談を受ける側のスキルが不十分。

○SMARPP等を、プログラムが終わった後の展開が見えないままに実践している。

◆インターベンションに関する技術力の向上に行政が研修で取り組むべき。

○10代から薬物を使用した依存症の人は、心理・社会的な未熟さにより回復や

社会復帰が困難になることがある。

○さまざまな生活スキルの獲得ができるプログラムや生活訓練のための施設が

求められる。

○依存症の女性の中に自分自身の体験から親機能が果たせない人がいる。

○親機能獲得のための練習と同時に、依存症から回復するための新しい施設や、

既存の施設での新たな取り組みを行うことが必要。

□依存症に関する研修を実施している（地域ニーズも高い）。

■インターベンションに関しては令和2年度の研修等での取組みを検討。

◆「薬物依存症」だからと特別視せず、通常の精神保健福祉の枠組み

　　の中で支えていくことも可能な人もいるが、SSTなどでの社会的スキル

　　の獲得が必要になる事例もある。

**❺就労支援について**

□子ども時代に虐待を受けたり、逆境を体験したりした人を理解し、支援するため、

トラウマインフォームドケアという視点からの研修を開催予定。

○薬物依存症をオープンにすると、仕事がなかなか見つからない。

○薬物依存症への対応をせずに就労することは、再使用が予想されることを伝え、

その上で就労するかの決定をすべき。

○ハローワークなどに、依存症の就労支援専門の窓口がほしい。

◆満期出所後6か月以内であれば、保護観察所の就労支援制度を利用可能。

◆「薬物依存症」をオープンにしても、就労関係の福祉サービスにつながることが

増えている。

□研修において、再使用等の背景について取り上げている。

□司法分野でも再犯・再使用の背景の理解を進めているところ。

□調査研究としてVoice Bridge Projectで支援を開始（再掲）。

□薬物乱用防止教室に、健康医療部門が協力することもある。

□教育分野との連携については、現在調整中。

□医療機関向け研修で薬物依存症についての講義を実施。

□精神保健福祉センターで、本人向け回復プログラム・家族プログラムや教室

などを実施中・実施予定。

◆一般の医療機関でも継続的な診療や支援によって、再使用防止や回復に

つながる人はいる。

■重複障がいに関して、研修等を検討。

◆断薬目的以外で、保釈中に回復施設を利用する人が増えており、対応に

苦慮することがある。

○回復は再発を糧に進めるものであり、再使用の捉え方について支援側が一致させて

おくことが必要。

○実践がどのように有効かを検証するため、研究と実践の交流の場が必要。

◆学齢期から薬物についての危険性を薬剤師等が伝えているが、効果の実感がない。

◆学齢期の人間不信や自己評価の低さなどが薬物使用のハイリスクになるので、

　教育分野の部会への参加が必要ではないか。

◆（全国健康保険協会大阪支部の処方薬に関する取組みを受けて）本人への働き

かけとともに医療機関への働きかけが必要ではないか。

○自助グループの数が少ない。

○薬物依存症に対応できる医療機関の数が少ない。

○本人や家族向けの集団プログラム（心理教育・家族教室）を実施してほしい。

○家族が定例的に利用できる家族教室等を各地域で実施してほしい。

○アルコール依存症の治療をしている医療機関に、薬物依存症の人を受け入れて

もらいたい。

○重複障がいのある方が回復施設を利用する場合、対応に苦慮することがある。

○断薬後、薬物への要求が高まる時期と保釈の時期が重なるので、目的のない安易な保釈は再使用につながる場合もある（本人の権利との整理は必要）。

○保釈中に回復施設につながっている場合は、中断して矯正施設に行くことがない

　ような支援があるべき。

○家族が保釈について法律の専門家などに相談できる窓口がほしい。

□薬局が処方時に顔を覚えて、服薬指導や副作用を伝えながら最小限で渡す

ようにしている。

■市販薬や処方薬への依存に関する啓発リーフレットを作成予定。

**❾処方薬等への依存について**

○昨年度の部会の概要　　　◆今年度第1回目の部会での意見等　　　□現在の取組み状況　　　■次年度の取組み予定等

**❻保釈について**

**⓫その他**

**❿教育について**

**❽社会資源について**

**❼重複障がいについて**

**薬物依存症地域支援体制推進部会での協議・検討内容と取組み状況等（案）②**